

令和5年

三好市教育委員会4月定例会

日 時 令和5年4月25日(火)午後2時00分
場 所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和5年三好市教育委員会4月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和5年三好市教育委員会3月臨時会会議録の承認について

令和5年三好市教育委員会3月定例会会議録の承認について

4 議案

第9号 三好市教育情報化推進協議会設置要綱の一部を改正する告示について

5 その他

行 事 一 覧 表

令和5年3月23日 ～ 令和5年4月24日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
退職辞令交付式	3/31	本庁	
辞令交付式	4/3	本庁	
県・市町村教委教育行政連絡協議会 入園・入学式	4/5	総合教育センター	※
園・小中校長会	4/11	各幼・小・中学校	
園・小中校長会	4/13	教育センター	※
葛杯実行委員会	4/20	本庁	
定期総会・研修大会 (県・市町村教育委員会連合会) (県・市町村教育長会)	4/21	徳島市役所	

行事予定

使用教科用図書採択事務説明会	4/26(水)	県庁	
ジオパーク推進協議会役員会	5/10(水)	総合体育館	
四国都市教育長連絡協議会	5/12(金)	西予市宇和町	
市教委学校訪問(別紙参照)	5/15(月)・17(水)・18(木)	各園・各学校	

定例教育委員会 5/23(火) 14:00 教育委員会室

報 告

臨時代理の報告について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により別紙のとおり臨時に代理をしたので、第4条の規定により報告する。

令和5年4月25日提出

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

教育委員会の議決事項の臨時代理について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができないと認めるので、次のとおり臨時に代理する。

令和5年3月24日

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

令和5年4月1日付人事異動 (省略)

議案第9号

三好市教育情報化推進協議会設置要綱の一部を改正する告示について

三好市教育情報化推進協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和5年4月25日

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市教育情報化推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

三好市教育情報化推進協議会設置要綱(平成22年三好市教育委員会告示第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1(第3条関係) 委員 三好市小学校長会 会長及び副会長(2名) 三好市中学校長会 会長及び副会長(2名) 三好市教育委員会 学校教育課長及び担当者(2名) 三好市総務部 <u>総務課長</u>及び担当者(2名)</p> <p>別表第2(第6条関係) 幹事 三好市小学校長会 情報・視聴覚部会代表者(2名) 三好市小学校長会 教頭部会代表者(1名) 三好市小学校長会 養護部会代表者(1名) 三好市小学校長会 事務部会代表者(1名) 三好市中学校長会 情報・視聴覚部会代表者(2名) 三好市中学校長会 教頭会代表者(1名) 三好市中学校長会 養護部会代表者(1名)</p>	<p>別表第1(第3条関係) 委員 三好市小学校長会 会長及び副会長(2名) 三好市中学校長会 会長及び副会長(2名) 三好市教育委員会 学校教育課長及び担当者(2名) 三好市総務部 <u>デジタル推進課長</u>及び担当者(2名)</p> <p>別表第2(第6条関係) 幹事 三好市小学校長会 情報・視聴覚部会代表者(2名) 三好市小学校長会 教頭部会代表者(1名) 三好市小学校長会 養護部会代表者(1名) 三好市小学校長会 事務部会代表者(1名) 三好市中学校長会 情報・視聴覚部会代表者(2名) 三好市中学校長会 教頭会代表者(1名) 三好市中学校長会 養護部会代表者(1名)</p>

三好市中学校長会 事務部会代表者(1名)
三好市教育委員会 学校教育課 担当者
三好市総務部 総務課 担当者
会長が指名するもの

三好市中学校長会 事務部会代表者(1名)
三好市教育委員会 学校教育課 担当者
三好市総務部 デジタル推進課 担当者
会長が指名するもの

附 則

この告示は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

○三好市教育情報化推進協議会設置要綱

現 行

平成22年7月29日

教育委員会告示第30号

改正 平成23年2月24日教委告示第3号

平成26年6月1日教委告示第18号

平成30年3月30日教委告示第10号

令和2年9月28日教委告示第25号

(趣旨)

第1条 三好市の学校教育情報化の総合的な推進を図るため、三好市教育情報化推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 三好市の学校教育情報化の推進に関すること。
- (2) 三好市の学校教育情報化計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進協議会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

- 2 会長は、三好市教育長がこれに当たる。
- 3 副会長は、三好市教育次長がこれに当たる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもってこれに充てる。
- 5 委員の任期は特に定めず、人事異動などで所属を離れた場合はその後任者がその任に当たる。

(充職扱い)

(職務)

第4条 会長は、推進協議会を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は幹事長からの要請があったときは臨時に会議を開催することができる。

- 2 会議の議長は会長が務める。

- 3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない事情によって推進協議会に出席できない場合は、書面をもって代理の者を出席させることができる。
- 5 推進協議会は次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 事業報告
 - (3) この設置要綱の改廃に関すること
 - (4) その他推進協議会の運営に関する重要事項
- 6 第1項の規定にかかわらず、会長が会議を開催する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を副会長及び委員に送付し、賛否を問い、会議に代えることができる。
- 7 第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第3項中「出席者」とあるのは「署名者」と読み替えるものとする。

(幹事会等)

第6条 推進協議会の下に、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する幹事会を置き、幹事長には、会長が指定する者がこれに当たる。

- 2 幹事会は、推進協議会に付議すべき事案等について、あらかじめ調査及び検討を行う。
- 3 幹事会は、専門的事項の調査及び研究のため、必要に応じワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、三好市教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱のほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月1日教委告示第18号)

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日教委告示第10号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月28日教委告示第25号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

別表第1(第3条関係) 委員

三好市小学校長会 会長及び副会長(2名)

三好市中学校長会 会長及び副会長(2名)

三好市教育委員会 学校教育課長及び担当者(2名)

三好市総務部 総務課長及び担当者(2名)

別表第2(第6条関係) 幹事

三好市小学校長会 情報・視聴覚部会代表者(2名)

三好市小学校長会 教頭部会代表者(1名)

三好市小学校長会 養護部会代表者(1名)

三好市小学校長会 事務部会代表者(1名)

三好市中学校長会 情報・視聴覚部会代表者(2名)

三好市中学校長会 教頭会代表者(1名)

三好市中学校長会 養護部会代表者(1名)

三好市中学校長会 事務部会代表者(1名)

三好市教育委員会 学校教育課 担当者

三好市総務部 総務課 担当者

会長が指名するもの